

障害を理由とする差別に関する相談に応ずる職員の指定に関する要領

(平成28年3月25日総務局長決裁)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領（平成28年3月25日市長決裁）第7条第1項第3号に基づき総務局長が別に指定する職員は、下記に掲げる職員とする。

記

- 1 区役所の区民部総務課長
- 2 青葉区宮城総合支所総務課長及び太白区秋保総合支所総務課長
- 3 第三種公所の長

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。